

項目別の主な論点整理一覧

※「行」:行政案、「特」:特別委員会正副委員長修正案
「市」:市民会議素案、「よ」:より良くする会の案

5 市民

市民の権利

1 参画(参加)		
①行政、議会と協働し	まちづくりに参画する権利	行
②行政と議会が協力関係を保ちつつ	まちづくりに参加する権利	特
③行政、議会と協働し	市政に参画する権利	
2 情報		
①行政と議会に	情報を求める権利	行
②行政に	情報を求める権利	特
③行政と議会に	情報を求めていく権利	市
④行政と議会が保有する	情報を知る権利及び取得する権利	よ
3 意見表明・提案		
①市政に関し	意見を表明し、又は提案する権利	行、特、市
②市政に関し	意見を表明及び提案する権利	よ
4 安全安心		
	安心で安全な生活を営む権利	よ
5 行政サービス		
	等しく行政サービスを受ける権利	よ

市民の役割(責務)

1 責任

①市政への参画に当たっては、

自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもつ

行

②

自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもつ

特

③私たちのまち熊本市を創造する

自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつ

市

③熊本市を創造する

自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任がある

よ

2 取り組み

①市政への参画に当たっては、

自らまちづくりに取り組みます。

行

②

自らまちづくりに取り組みます。

特

③まちづくりにおける自らの果たすべき責任を自覚し、

積極的に市政に参画するよう努める。

市

④住民自治における自らの果たすべき責任を自覚し、

積極的に市政に参画するよう努める。

よ

3 事業者の配慮

①市内で事業を営み、又は活動するものは、

その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮する

行

②事業を営みまたは活動する場合は、

その活動に伴う市民生活への影響に配慮する

市

③熊本市内で事業を営みまたは活動するものは、

その活動に伴う市民生活への影響に配慮する

よ

4 事業者の取り組み

①市内で事業を営み、又は活動するものは、

地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組む。

行

②事業を営みまたは活動する場合は、

地域社会との調和に努めることとする。

市

③熊本市内で事業を営みまたは活動するものは、

地域社会との調和に努めなければならない。

よ

(参考)

定義の例

市民	ア 市内に居住する者(又は住所を有する者)	行、特、市、よ
	イ 市内に通勤し、又は通学する者	行、特、市、よ
	ウ 市内で事業を営み、又は活動する者	行、市、よ
	エ 熊本市に事業所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において活動するもの	特
	オ 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの	特
参画	施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。	行
	施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、行動すること。	市
	市政における施策の立案から実施、及び評価に至るまでの過程に、主体的にかかわり、行動することをいいます。	よ
協働	それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。	行
	それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重しお互いに補完しながら、協力して取組むこと。	市
	共通の目的を実現するために、それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。	よ
まちづくり	自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしてい活動を行います。	行
市政	市における政治及び行政の総体をいいます。	特
コミュニティ	市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織	市